

3 0 四 会 第 4 号

平成 30 年 6 月 15 日

地域振興局長・教育次長

各 課 長・各 事 務 局 長

様

会計管理者

パート職員等の賃金明細表等への記載事項について（通知）

このことについては、以前より明細表の様式が統一されていなかったことから、債権者の住所や振込先口座情報の記載がないものが多く、当該情報についての確認が徹底できていませんでした。

このため指定金融機関から口座情報相違等の指摘を受ける事例があったことから、今後は下記のとおり取り扱うこととしますので、職員に周知をお願いします。

記

パート職員等の賃金明細表等については、別添の「パート賃金等明細表」「委員報酬（報償費）等明細表」の指定様式を使用、又は参考にし、既存の独自様式を使用する場合は、住所・氏名・口座情報・源泉税徴収根拠が記載された明細表とすること。

なお、個人に対する報償費についても同様の取り扱いとしてください。